

公文書は誰が守るのか

—オーストラリア・ヴィクトリア州の公文書管理法とハリー・ナン—

藤 吉 圭 二

【要 旨】

オーストラリア・ヴィクトリア州における公文書管理の取組みは、ハリー・ナンが1955年に公立図書館の上級アーキビストに着任したことによってその後に大きな展開を見せる。そのひとつの画期はナンの着任の18年後にみられた公文書管理法 Public Records Act 1973の成立である。着任から法律成立までの20年間の道のりは決して平坦ではなかった。政府機関内部の権限配分問題、そして上位機関であり、それまでずっと政府関連書類の保管、利用提供を担っていた図書館との関係、また、廃棄後に市場に流通していた公文書を扱う古書店主や私的所有者との関係、これらの問題を一つひとつ解決していくことでヴィクトリア州の公文書館法の制定と、それに基づく公文書館施設の設置が実現した。着任後およそ20年にわたるナンの取組みおよび利害関係者との議論を通じてアーカイブズ機関に求められる機能、必要とされる権限などを明らかにすることができ、それはMLA連携が現実的なものとして検討される現在だからこそ示唆に富むものといえることができる。

【目 次】

はじめに

- 1 ハリー・ナンの生涯
- 2 図書館へのアーカイブズ部門の新設
- 3 ナンによる公文書管理法の準備
- 4 図書館からの分離独立問題
- 5 私有された公文書の買収問題

おわりに

はじめに

本稿ではオーストラリア・ヴィクトリア州において公文書管理法 (Public Records Act 1973) が成立するまでの、およそ20年間にわたる関係者の取組みについて考察する。特にその中心となって活躍し、公文書管理法の成立、それに基づく公文書館 (Public Record Office Victoria) の設置の後もヴィクトリア州の公文書管理に多大な貢献を残したハリー・ナン (Harry Wilfred Nunn, 1916-2004) の活動に注目しつつ、この間のヴィクトリア州における公文書管理に関する動きをまとめていく。ここで重要なのは、いかにナンが公文書管理法成立のために尽力したかについてもさることながら、そうしたナンの奮闘の過程で、公文書管理にかかわる多様な「関係者」の利害が浮き彫りにされてくることである。

政府のすべての部署、部局にわたって包括的に記録管理のスタイルを定める政府機関横断的な記録管理を推進するには、単にそのための法制度を整備するだけでなく、それらの部署、部局に対して、特にその責任者に対して記録管理の意義を伝え、そうした法制度を実効あるものとしていくための取組みが不可欠であることについてはすでに別稿で考察した¹⁾。そこでこの考察は、主として包括的な記録管理を推進するうえで、政府部内で作成され利用される記録の管理をどのように一元的なルールによってコントロールするかという課題に対する当時のヴィクトリア州における取組みについて検討するものだった。

本稿においてはナンの活動を軸としながらも、記録を作成し利用する部署、部局、いわゆる「原課」とは異なる領域での政府記録の管理に対する諸問題を検討する。ナンは政府部内で有効に機能する公文書管理法の作成に取り組む一方で、当時図書館の下位部局に過ぎなかったアーカイブズ部門の図書館からの独立にも取り組んでいたのである。

MLA 連携が頻繁に話題にされ、その意義が論じられるようになってきている現在の視点から見れば、このナンの取組みはある意味で時代に逆行するものであり、この半世紀前の取組みを今あえてとりあげる必要などないとも言えるかもしれない。しかしそれは、Museum 博物館、Library 図書館、Archives アーカイブズのそれぞれが、その独立性・自律性を時代の経過によってある程度確保するようになってきた現在だからこその見方だということもできるだろう。ヴィクトリア州政府のもとに独立したアーカイブズ担当部局を設置しようとナンが努力を重ねていたこの時点においては、アーカイブズ機関の独立性・自律性はなお十分に理解され、確保されているとは言えなかった²⁾。むしろ、アーカイブズ機関にとって確保されるべき独立性・自律性とは何かという点で議論が戦わされていたといってもいいのである。この点について、この時期のヴィクトリア州を事例として見ておくことは、MLA 連携が現実的な課題としてのぼっている現在においても、あるいはそういう現在だからこそ、博物館、図書館、アーカイブズの各機関それぞれが連携を進めるべきところ、また相互の独立性・自律性を尊重しあうべきところはどのような点なのか、その検討に資することとなるだろう³⁾。

また、こうしたアーカイブズの独立性・自律性にかかわる課題に取り組む一方で、この当時のナンには政府外部にも対峙すべき「当事者」があった。廃棄された行政文書などを扱う古書店主たちである。公文書管理法が定められ、そのなかに「管理すべき公文書とは何か」という問題に関する定義が示され、それが過去にさかのぼって適用されることになれば、民間に私有されている公文書にも効力が及び、網をかけられることになる。「公文書は誰が守るのか」という理念を実効あるものとして法制化することは重要である。しかし、ヴィクトリア州に限らずどのような地域においても理念とは別にそれまでのやり方というものが、よかれ悪しかれ存在する。それを全く無視して、法による強制力だけで理念を実現しようとするには大きな困難が伴うだろう。

1) 藤吉, 2010.

2) この点については [藤吉, 2009] においても検討した。

3) これは別個に設置されている(それぞれ独自に館長をもつ)各機関相互の関係において言えるだけではない。たとえば日本においても奈良県立図書情報館 [http://www.library.pref.nara.jp/index.html] や、芳賀町総合情報館 [http://www.town.haga.tochigi.jp/johokan/library/index.html] をはじめとして、ひとつの館で MLA 連携を実現している施設もある。こうした機関における内部分掌を考える際にもこれらの検討は有用と言っていいたいだろう。

この点を乗り越え、利害関係者の了解を得つつ法制化の「軟着陸」を果たすためにナンがどのような努力を重ねたか。この点について見ておくことは、法によるコントロールが十分には行き渡っていないところで、個々の文書作成現場での自然発生的な公文書の散逸、流出、あるいは廃棄がすでに進んでしまっているという現実のもとで、あらためて法による公文書管理のコントロールを成立させようとする取組みがなされていかねばならない日本においても注目すべきところだろう。

以上のような問題意識のもと、本稿では1973年のヴィクトリア州公文書管理法 Public Records Act 1973が成立するまでのおよそ20年間にわたる、ハリー・ナンをはじめとする関係者の取組みについて見ていくこととしたい。

1 ハリー・ナンの生涯

まずこの節では、本稿でその活動を中心に検討するハリー・ナンについて、その生涯を見ておきたい。1955年に公共図書館の組織内に新設されたアーカイブズ部門の上級アーキビストとして着任して以来、独立した公文書館の設置を定めた公文書館法の制定まで、ヴィクトリア州の公文書管理体制の改善を推進してきた中心人物の一人として、彼には注目しておかなければならない。2004年8月に88歳でナンが亡くなった際ヴィクトリア州公文書館は、その広報誌‘Proactive’⁴⁾において1ページを割いて追悼記事を載せている。以下ではこれによりつつナンの生涯をまとめておく。これにより公文書管理法制定にいたるまでの彼のキャリアをあらかじめ概観しておくことにもなるだろう。

ハリー・ナンは1916年5月15日、メルボルンの西方およそ100キロに位置するバララット Ballarat に生まれた。家族のメルボルンへの転居に伴いエッセンドン Essendon 高校に転校し、そこで優秀な成績を残しメルボルン大学のトリニティ・カレッジで学ぶための奨学金を得た。ト

4) 1994年以来年に1～5回の頻度で発行されている広報誌。公文書館所蔵資料を利用する研究者などを主たる対象として発行され、所蔵資料の紹介、館主催の企画展、館がプロモートし一般市民によって行なわれる歴史研究の成果のサマリー、そして政府機関と公文書館の関係において重要なトピックなどが掲載されている。ちなみにナンの追悼記事が掲載されている33号には次のような記事が見られる（以下、太字のタイトルと通常文字のサブタイトルのみ摘記する）

Harry Wilfred Nunn, OAM 1916–2004//News Premier Steve Bracks and the Hon. John Thwaites, MP, visit the VAC/Recipients of Local History Grants announced/Immigration indexes reach a new milestone/Transported Back is back on track!/Provenance now online/Mander Jones Award for *Private Lives*, *Public Records*/PROV attends ‘Black Gold’ conference/1854: *Eureka and All That!*: CHHA Local and Family History Expo 2004/*Eureka Revisited*: Touring exhibition includes PROV records/See behind the scenes at the VAC/Places of Deposit: Year in review/PROactive turns 10! A look at how *PROactive* has grown up!/Working@PROV Simon Flagg, Koorie Reference and Indexing Officer (PROV and NAA)/Researching@PROV An interest in the statues and monuments of Ballarat has led a group of researchers to the BAC to find out more.../Women of Eureka Dot Wickham looks at the role of women in helping shape the Eureka story/*Forgotten Faces – Chinese and the Law* A peek at an upcoming exhibition, drawn from prison records of the nineteenth century/PROV’s new Digital Archive: A preview/Fresh – records newly available online

‘Proactive’のバックナンバーはPROVサイト【<http://www.prov.vic.gov.au/publications/>】よりダウンロードして読むことができるようになっている。

リニティ・カレッジでは歴史・政治学部を卒業し、さらに1941年にはオーストラリア神学大学 Australian College of Theology を卒業した。その後、諸聖人英国国教会の副牧師となり、近くの聖ミカエル中学校で歴史と政治学を教え始めた。

第二次世界大戦のあいだナンはニューギニアに配備された海軍の部隊にチャプレン⁵⁾として加わり(1944～1946年)、それからオーストラリア海軍の戦艦アルバトロスに戦艦つきの牧師として搭乗した(1949～1951年)。除隊ののち彼は進路の変更を志し、牧師の職から離れた。1955年にはメルボルンのテイラーカレッジで歴史を教えていたが、そのとき大学時代の友人であるルーパート・ハマー⁶⁾と当時の国家アーキビスト Commonwealth Archivist だったイアン・マクリー⁷⁾とに公共図書館の上級アーキビストへの採用に応募するよう勧められた。この職務には州政府アーカイブズに対する責任も含まれていた。歴史好きの自分には恰好の仕事と思えた彼はこれに応募し、間もなく図書館のアーカイブズ部門で仕事をするようになった。

着任して間もなく、仕事をするにあたりそこが十分に満足いく環境ではないことを彼は理解し、処分スケジュール disposal schedule を立案する必要があるとの意識を強めていった。体系だった処分計画をつくらなければ、州政府アーカイブズはぎゅうぎゅう詰めの状態、のちの彼の表現では「汚れた不健康な記録」の状態のまま放置されることになるだろう。

彼の前任者はそれまでに3名いた⁸⁾が、いずれも州政府のアーカイブズとなった記録を失わないようにすることに注意を集中していた。これに対してナンは公文書のなかで、アーカイブズになった部分となっていない部分の両方を管理することを目標とした。記録の処分に関して職員を教育するために彼は記録管理の研修コースをつくりあげ、オーストラリア記録管理協会⁹⁾のヴィクトリア州支部を立ち上げるため精力的に活動した(1970年に彼は協会の連邦委員会副委員長に選出される)。1965年、現在のヴィクトリア州立図書館の前身である図書館において組織がえが実施され、ナンはアーカイブズ部門の首席アーキビストとなった。

早くも1956年にナンは、ヴィクトリア州のアーカイブズに関する法制化と、アーカイブズを管理する独立した機関の設立に向けた活動を始めていた。ナンおよび他の関係者によって精力的な努力が何年もつづけられた結果、公文書審議会 Public Records Advisory Committee が組織され、1969年2月から翌年10月にかけて会議もたれた。ナンは持ち前の性格で会議をとり仕切ったが、それだけでなく審議会のメンバーに彼の支持者を見出すことができた。なかでも力となったのは歴史家のアラン・ショウ¹⁰⁾教授であり、ハマーのような政治家との関係であった。こ

5) 部隊つきの牧師。

6) Sir Rupert James Hamer, 1916-2004. オーストラリア自由党の政治家。1972年から1981年までヴィクトリア州の首相 premier を務めた。

7) Ian Maclean, 1919-2003. 新たに設置された国立図書館 Commonwealth National Library のアーカイブズ担当官 Archives Officer として1944年に着任し、1961年にアーカイブズ部門が国立図書館から独立してからも首席アーカイブズ担当官として勤め、彼の指揮のもと1966年にオーストラリアに特徴的な記録管理手法である CRS システム Commonwealth Record Series System が導入された。その後、海外で国際機関のアーキビストやアーカイブズコンサルタントを歴任し、1974年にオーストラリア国立アーカイブズ館長に、1975年には PROV 副館長になり、他にも国内アーカイブズ機関の重職を歴任している。

8) Donald Baker (1948-1949), Rosemary McGowan (1949-1951), Patricia Ingham (1951-1955). カッコ内は在任期間。

9) RMAA: Records Management Association of Australia.

10) Alan Shaw or AGL Shaw (1916-). 現在はモナシュ大学名誉教授。

うして審議会は、法的な根拠に基づいてアーカイブズ管理機関を創設するようとの勧告を満場一致で採択した。1973年には公文書管理法が¹¹⁾ ヴィクトリア州議会で可決され、「州の公文書を保存し、管理し、利用する」ことを統括する公文書館を設立することとなった。ここで彼は初代の公文書管理官¹²⁾を務め、1981年に引退するまでその任にあたった。

1993年、ナンはその功勞に対して表彰を受け、アーキビストとしての貢献および専門家としてのアーキビスト職の確立と記録管理とへの貢献に対して叙勲¹³⁾された。彼は2004年8月25日、メルボルン近郊の港町であるサンドリングガム Sandringham において、家族に見守られながら88歳で亡くなった。

以上がハリー・ナンの生涯の概要である。1955年、40歳を目前にして州政府アーカイブズの世界に飛び込んだナンのキャリアにおいて、そのハイライトは上で見たように1973年、間もなく60歳を迎えるというところで達成した公文書管理法の成立であろう。この法律が成立し、そこに明記されたことによって州の公文書館が設置されてからも10年間、公文書館のトップである公文書管理官として、政府文書の管理を効果的で信頼性あるものにするべく精力的な活動をするのだが、ここから先、本稿では冒頭に掲げた課題に沿って公文書管理法成立までのナンおよび関係者の活動と、そこで持ち上がってくる諸課題について見ていくこととしたい。

2 図書館へのアーカイブズ部門の新設

ナンがヴィクトリア州の公共図書館に着任する直前の1954年、当時の図書館理事会¹⁴⁾は首相に対して報告書を提出していた。あらためてその提案の骨子を確認しておきたい¹⁵⁾。

- 1 アーカイブズは当面のあいだヴィクトリア公共図書館の管理下で存続すべきであるが、設備面でも人員面でも増強し、組織内の主要な一部局となっていくべきである。
- 2 アーカイブズ関連立法は少なくとも1年は先送りすべきである。それによってオーストラリアの状況に合わせてどのような種類の条例 Act をつくるのがいいか、実務にあたっているアーキビストが一定の結論に至ることができるようにすべきである。
- 3 ヴィクトリアにおけるアーカイブズ業務で喫緊の目的は以下の通り。
 - (i) 記録の保存に関する活動と広報に集中すること
 - (ii) すでに公共図書館の保管庫にあるアーカイブズについては物理的に管理できるようにして、所蔵目録のようなかたちで内容を確認できるようにすること
- 4 これらも目的を達成するために、以下の一定の段階を踏むべきである。
 - (i) 政府各省庁に保管されている記録の調査
 - (ii) 政府各省庁に対して許可なく記録を廃棄することを禁じる指示書をあらためて通達すること

11) *Public Records Act 1973*.

12) Keeper of Public Records. 現在は Justine Heazlewood 氏が第5代を務めている。また第4代の Ross Gibbs 氏は後に NAA, National Archives of Australia の館長に就任している。

13) オーストラリア勲章として Medal of the Order of Australia を授与された。

14) *Public Library Trustees*.

15) Russel, 2003, p.67.

- (iii) 記録の廃棄に関する判断を下す権威を確立すること
- (iv) 歴史専攻の卒業生をアーカイブズのスタッフとして至急3名追加して任用すること
- (v) アーカイブズのためのビルを購入すること……この建物には少なくとも向こう25年間にわたり書類の移管を受け入れるだけの余裕が必要である。
- (vi) アーカイブズ運営セミナー Archives Administration seminar で合意されたとおり、連邦成立以前のオーストラリアにおける公共アーカイブズに関するガイドを出版するための2年間のプロジェクトに参画すること。

こうした動きの中でヴィクトリア州立図書館にアーカイブズ部門 Archives Division が新設され、上級アーキビスト Senior Archivist として採用されたナンが部門の長として着任することとなったのである。

同年にはアメリカの国立アーカイブズ館長・シェレンバーグ博士がメルボルンを訪問し、アーカイブズに関して10日間にわたる講演を行なっている¹⁶⁾。一方ではオーストラリアのいわば母国であるイギリスにおいてグリッグレポートがまとめられて近代的な記録管理のあり方に関する指針が示され、他方ではシェレンバーグ博士の訪問講演によって科学的かつ効率的な記録管理のあり方に関する指針が示されていたこの時点で、ナンが州政府アーカイブズの管理担当者として着任したことは、ある意味で絶妙のタイミングであったと言えるだろう。

ここで簡単にグリッグレポートの内容を見ておこう。イギリス本国では公文書管理法が1877年に成立しているが(Public Records Act 1877)、20世紀に入って作成される記録の量が増大し、管理方法の見直しを迫られていた。まず、その当時、文書の複製をきわめて容易にするタイプライターが出現し、文書生産に画期をなしたという技術的な要因がある。そして、ふたつの世界大戦の勃発によって経済の統制や主要産業の国有化、そしてその後の福祉国家整備のために行政機関が巨大化し、それに伴って文書生産量も飛躍的に増大したという社会的な要因がある。このような状況のもと、法に基づいた適切な記録管理が実現できているかを調査したグリッグ委員会 Grigg Committee がまとめたのが、この報告書である。その提言の概要は以下の通り¹⁷⁾。

- ・現用記録に責任をもつ記録登録官 registrar に加えて、非現用記録に責任をもつ記録管理官 record officer を省庁ごとに任命すること。
- ・非現用記録に関する新たな管理手順を確立すること。すなわち、それらの記録を大きくふたつのカテゴリーに分け、一方を政策、行政、法制、財政および他の全般的な問題に関するものとし、他方を個別事案のファイルや特別な課題に関する書類とすること。
- ・前者のカテゴリーに属する記録については各省庁のスタッフによって、必要に応じて事務官 desk officer の補佐も得て、その記録作成が完結してから5年後に見直されるべきであること。その際には5年たつて省庁の業務に必要とされないものは将来的にも必要とされないだろうという原則的観点に立ち、省庁において今後も継続的に必要かどうかという評価基

16) この点については[藤吉, 2010]を参照されたい。

17) 以下、グリッグレポートに関する記述は、University College London においてアーカイブズおよび記録管理を研究しているシェパード Dr. Elizabeth Shepherd の解説に基づくものである [http://www.ucl.ac.uk/~uczew09/appraisal/grigg.htm]。

準が用いられるべきこと（5年以内に廃止となった大きな事業や計画は後日の再見直しのために別置しておくことという但書きを含む）。

- ・初回の見直しで残したものの再見直しは記録の完結から25年後に、今度は歴史的な重要性という評価基準を用いて行なわれるべきこと。通常ここでも見直しは省庁のスタッフ、多くは当該時期のことをよく知っている退職事務官によって行なわれるべきこと。
- ・後者のカテゴリーに属するもの、すなわち個別事案のファイルや特別な課題に関する書類（PIPs: Particular Instance Papers）については、各省庁において記録の量が膨大なものとなっており、必要がなくなりしだい大部分は廃棄予定とされるべきこと。廃棄予定は数年ではなく数か月の期間で実施されるべきこと。場合によってはサンプル保存の方法を採用し、時々記録の全体 whole collections が永年保存として選別されるべきこと。
- ・一般に永年保存の対象とした記録は、いずれのカテゴリーのものも30年を経る前に公文書館 Public Record Office に移管されるべきこと。保安上または他の特別な理由により30年を越えて記録をとどめておく必要があると判断した際には、その記録を保管するか廃棄するかいずれの意図によるかにかかわらず、大法官 Lord Chancellor の承認を確実に得るべきこと。

このような内容がレポートの結論としてまとめられ、これはすでに調査委員会やナンの知るところとなっていた¹⁸⁾。メルボルンでのシェレンバーグの訪問講演についてはすでに検討したが¹⁹⁾、そこで示された考え方にナンは強く影響を受けていた。あるいは、その後のナンの活発な発言をみれば、単に影響を受けたというよりも、シェレンバーグ講演によってアーカイブズに対するナンのアイデアが強く触発されたということかも知れない。過去の記録の蓄積としてのアーカイブズは、記録が作成され利用される現用段階での適切な管理によってようやく満足のいくものになるということ、さらにそうした管理手法に関する知見だけでなく、現用段階からの適切な記録管理によって、政府運営にコスト削減と効率性の向上をもたらし、それこそが政権担当者にアーカイブズの意義を訴える際の重要なポイントになるだろうということ、こうしたアイデアを当時のナンはかためつつあり、その後の彼の活動はその実現に向けて進められていくことになる。

この時期、政府内部の動きとは別に、白人入植後のヴィクトリア州の歴史に関する著作がいくつか刊行されていた。その内容とともにアーカイブズの整備という点で注目を集めたのは、ひとつがマーガレット・キドルの『昨日の人々』²⁰⁾、もうひとつがジョフリー・ブレインニーの『終わりなき殺到』²¹⁾である。前者はヴィクトリア州西部の植民について、後者はオーストラリアの

18) Russel, 2003, p.77.

19) 藤吉, 2010.

20) Kiddle, Margaret, 1961, *Men of Yesterday A Social History of the Western District of Victoria 1834-1890*, Melbourne University Press. キドルはメルボルン大学で歴史を教えながら、移民の歴史を調査するためにイギリスに渡ったり、オーストラリア国立大学の研究プロジェクトに参加したりしていたが、この著作を脱稿し刊行を見ないまま持病の腎臓病によって44歳の若さで亡くなっている。Australian Dictionary of Biography Online, the Australian National University [<http://adbonline.anu.edu.au/biogs/A150019b.htm>]

21) Blainey, Geoffrey, 1963, *The Rush That Never Ended*, Melbourne University Press. ブレインニーはメルボルン大学、ハーバード大学などで研究していた歴史学者。著作も多い。University of Melbourne [<http://www.unimelb.edu.au/150/150people/blainey.htm#top>]

鉱工業の発達について扱ったもので、いずれも政府記録が利用できればより効果的な記述が期待されたものである。しかし、参照された文献の一覧では、前者には大臣官房 Chief Secretary's Office のファイルがたったひとつ (1836年のセンサス) が記載されているのみであるし、後者には Henry Barkly 卿の至急電および大臣官房ファイルのいくつかが記載されているだけである²²⁾。このような事態を受け、歴史研究者からも政府アーカイブズの整備に関しての働きかけが強まっていくだろう。

アーカイブズ機能を図書館から独立させようという動きは、ナンが就任したからといってすぐに現実的なものとなったわけではないが、それでも、ナンのアーカイブズに対する考え方は少しずつ図書館内にも定着していった。たとえば、1960年には主任司書のフィーリー JA Feely が首相府の長官 Secretary of the Premier's Department に対して書簡を送り、ナンの提案する廃棄スケジュールによって記録保管のためのスペースを61%節約できると進言している。これを踏まえ、157組の記録のなかから保管用の59組の記録が置かれることとなった。このスケジュールの補足としてフィーリーは次のような「アーカイブズとしての価値 archival values」を示している。

- ・憲法上および法律上の州政府の基盤についての証拠となるもの。
- ・各省庁や事務所の組織、機能、具体的な活動、業務処理手順 procedures についての証拠となるもの。
- ・個々の市民の権利と特権を保護し、あるいはそれらを確定する支えとしての証拠となるもの。
- ・行政活動の新たな領域に関する政府の調査あるいは未着手の、または十分な整備にまで至っていない領域に関する照会についての証拠となるもの。
- ・有意義な性格を持つ非政府系の調査の証拠となるもの。
- ・私的な個人の余暇における調査のための証拠となるもの (例：家系図探しや古物趣味の調査など)²³⁾

これもフィーリー独自の考えというよりは、独立したアーカイブズ機関を図書館から切り離して設置すべきことを論じていた、ナンをはじめとする関係者の考えを公約数的に示しているものだと思えることができるだろう。

3 ナンによる公文書管理法の準備

ヴィクトリアにおける公文書管理のための法制化は、アーネスト・ピットが座長を務める調査委員会において、1944年には実現の一手手前まで来ていた²⁴⁾。そこでは各省庁の記録について、それが歴史的なものの場合には廃棄の前に公共図書館と協議するよう定められていた。機関横断的な記録管理という概念が実施に移される直前までできていたのである。ピット委員会の報告

22) Russel, 2003, p.71.

23) *ibid.*, p.72.

24) この時期の詳細については [藤吉, 2010] を参照されたい。

はその後の「反動」によって棚上げされてしまうこととなったが、この概念、すなわち記録の保存や廃棄にあたり記録を作成した当該省庁だけの判断によるのではなく、記録管理の任にあたる職員との合議を経なければならないという概念は、部分的にはあるが別のかたちで実現していた。それは1958年に行なわれた会社法 Companies Act の改正に伴うものである。この改正によって古い記録の廃棄に関する新たな節が盛りこまれたが、この節の条項によって、企業の財務書類 returns や記録を破棄したり、あるいはそのうちある種のを「ヴィクトリア公共図書館に寄贈する」権限が、企業登録官 Registrar of Companies に付与されることとなったのである。改正について説明するさい当時の司法長官は「こうした対応は歴史研究のため公共図書館にはどのような古い記録が寄贈されねばならないかを定めるためになされたのだ」と述べている。これは企業に関する記録の保存を意図したものであり、政府のもつ記録を管理することには向けられていなかったが、ともあれ、民間企業にせよ政府内部の機関にせよ、いわゆる「原課」だけの判断で記録の保存や処分を決定しないようにするための法的規制は、ここから始まったのである²⁵⁾。

公文書管理体制の整備に向けたナンの活動は、1960年代に入って活発化する。それは一方で十分な設備を整えた収蔵庫を求めるものとして、他方では政府機関横断的な包括的記録管理のための法の制定を求めるものとして、精力的につづけられた。1961年にはイギリスの公文書管理法 Public Records Act 1958 の示す方向性で、ヴィクトリア州の実情に合わせて政府記録の管理に関する法制化を実現すべきとの書簡を、首相府副長官のマクギボン JC McGibbon に送っている²⁶⁾。書簡自体は先送りの扱いを受けてしまうが、これを契機にマクギボンがアーカイブズの調査に取り組むこととなり、その過程で非現用となった記録が悲惨な管理状況にあることをナンから知らされる。ナンにとって幸運だったのは、マクギボンが政府におけるベテラン官僚だったことである。その時点で彼は30年以上首相府に勤めており、1920年代に出された公式記録 official records の廃棄に関する回状 circular を見たことがあった²⁷⁾。これを想起することによってマクギボンは、政府において記録管理の問題、とりわけ保存と廃棄の問題が長年にわたって懸案となっていたことを理解し、その解決のために動くこととなったのである。

このような過程で1963年2月5日、ジョン・ジャングワース²⁸⁾が調査委員会 Board of Inquiry の委員長に指名され、「ヴィクトリア州立図書館にかかわる若干の問題について調査および報告を行なうこと」を命じられた。数名の専属スタッフが指名され、図書館内には専用の部屋も設けられ、今回の取組みに対する政府の意気込みを示すものとなった。調査の中心的課題は、公共図書館や大学図書館との関係から州立図書館の役割を考えることであったが、そのなかには「アーカイブズセクションは州立図書館から切り離されなければならないか」²⁹⁾という課題も盛りこまれ、この問題に州政府としてあらためて本格的に取り組んでいくこととなったのである。

1963年10月29日にナンはみずからのそろえた証拠書類を委員会に提出した。そこで言及されているのは、これまでに見てきたとおり、イギリスのグリッグ・レポートの内容と、当時著名なアーキビストであったシェレンバークおよびイギリスのジェンキンソンの考え方だった。こ

25) *ibid.*, p.73.

26) *ibid.*

27) *ibid.*, p.74.

28) Sir John Jungwirth(1897-1981). 学生時代に会計士の免許を取得し、1920年より州政府の首相府に勤務。

29) *ibid.*, p.75.

れに加え図書館業務からのアーカイブズの分離は広く各国で行なわれていることだとナンは述べ、多くの国名を挙げている³⁰⁾。そこで彼は、司書とアーキビストの仕事は互換不可能だということ、現代の記録と歴史的な記録を日付によって切断すべきではないこと、すなわち現用段階からの記録管理こそが適切なアーカイブズの編成には必要であること、また、保管には最小限の図書館程度の規模を持つアーカイブズ施設で十分であることなどを論じている。こうしたナンの議論は、調査に対して与えられた何よりも包括的な証拠であり、調査に関連するもので最も権威のあるものだと目されていた。

ナンが示したこのような方向性のもとでジャングワース委員会は最終的な報告書をまとめる。1964年に出された報告書ではヴィクトリア州図書館機関 Victorian Library Authority の設立が提案された³¹⁾。この機関が州立図書館部門、公文書部門、拡大・普及部門という3部門を擁し、そのうちアーカイブズ部門の長は公文書管理官 Keeper of Public Records と呼ばれ、かつ、州政府司書に対して直接責任を負うべきであるとされた。また、公文書に関する重要な決定は図書館機関でなされるべきではなく、公文書を制御する立法措置、および公文書へのアクセスに関して定めた各省庁の通達によって対処されるべきこととされた。

日々膨大な量が作成される公文書を、どのように選別し残すべきものを判断するかは現在でも重要な課題として位置づけられている。どの時代、どの地域にあっても法の運用や判断基準の適用は、その場その場における担当者の判断に基づくバイアスをまぬがれることは難しい。それは避けがたいとしても、そのバイアスを最小限にとどめようとするのが、立法措置と省庁通達によって記録管理に対する一定の枠組みを作ろうという試みだと考えていだろう。

公文書部門の業務には、州政府とその機関および準政府機関が作成する記録の保存、整理と提供が主たるものとしてあり、また記録の処分スケジュールの策定や原課への記録の貸出し、研究者が記録を利用するための環境整備などがある。そうした公文書部門の運営に関しては、公文書審議会 Public Records Advisory Committee があたることとし、これは公共サービス委員会³²⁾の委員長、首相府の長官、それから大学の歴史学科の代表などによって構成されることとしている。そしてこれらの活動をコントロールするための立法措置は、公文書の扱いに関する責任の所在を明確化するものでなければならず、そのためにイギリスの *Public Records Act 1958* やニュージーランドの *Archives act 1957* を参照していくべきことが求められている。

この他にジャングワース委員会の報告書は、アーカイブズのための新たなスタッフの増員、郊外の低価格地区への保管施設の新設、保存が予定される書類への300年耐久用紙の使用などに触れている。長期間保存に耐える用紙の使用についての言及が、1964年のこの報告書によって初めてなされている。

以上のような方向性のもとに、この先の公文書管理のための法制化の動きは進んでいき、曲折を経ながらも成立への道をたどっていく。その曲折には成立までの10年間に多くの関係者がか

30) イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、南アフリカ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、バヴァリア、カナダ、セイロン、ジャマイカ、黄金海岸、ナイジェリア、ガーナなど。ibid., p.76.

31) 以下の記述は [Russel, 2003, pp.82-85] による。

32) 政府組織のなかでの人員配置や長期計画などに携わる部門。独立したアーカイブズ機関の設置が単にハコモノとしての貯蔵庫の設置を意味するのではなく、しかるべき人員配置を伴うものとの認識を、ここからうかがうことができる。

らんでいるが、その関与の眼目は主として冒頭に挙げた2点である。すなわち、従来アーカイブズを扱う部署は州立図書館内に置かれていたが、その図書館から分離して独立したアーカイブズ機関を新設するかどうかという問題、そして、すでに政府外部に流出し、私有されている古い政府記録の扱いについて新法においてどう対処するかという問題である。この2点についてどのような議論があったか、次節以降で見ていくこととしたい。

4 図書館からの分離独立問題

第二次世界大戦前後までの図書館におけるアーカイブズ資料の扱いについてはすでに検討したが³³⁾、あらためて簡単に見ておくならば、移管された記録類はその内容によって分類され、図書館陳列用に豪華な装丁を施されて書棚に配架されるというような状態が当時においては見られた³⁴⁾。この背景には、古い時代、特に植民第一世代の時代の記録を行政記録というよりもむしろ建国の記念碑といった位置づけで扱おうという当時の関係者の意識が見られた。このような保管・提供スタイルの当否はさておき図書館にもその意味では「地域の歴史を司る」という意識があったということには注意しておいてもいいだろう。しかしやはり重要なのは、どのような方法で歴史を「司る」のかという点であった。

1964年にジャングワース委員会の報告書が出され、おおむねその方向でのアーカイブズ整備、すなわち設備面での整備と制度面での整備が政府によって進められようとしたその矢先、同年の年末には早々に公共図書館理事会 Public Library Trustees がジャングワース報告への反対声明をまとめている³⁵⁾。そこには「いかなるアーカイブズ機関であれオーストラリアの図書館の支援を抜きにしては研究者に対して十全の価値をもたらすことはできない」といった強い口調の反対意見が記されている。アーカイブズ部門の独立に反対する公共図書館理事会の立場は、次の主張によってはっきりとわかるだろう。

アーカイブズがそれ自身のためにオーストラリアのコレクションを築こうとするのでなければ、州立図書館からアーカイブズを切り離すべきだとする理由は何もない。大方の信ずるところでは、これは巨大な費用なしには不可能なことであり、そのようなことは経済的に見て妥当な提案とは言えない。

ここに政府記録の集積としてのアーカイブズに対する公共図書館理事会の捉え方をはっきりと見ることができる。また先に述べた「歴史を司る」ことへの理事会関係者の自負をも見ることができるだろう。オーストラリアに関するあらゆる文字資料を、それこそ一般の書籍から重要人物の手稿や市井の人々の日記にいたるまで、すべて網羅的に収集しようという意図を、こうした発言の背後にうかがうことができる。ナンをはじめアーカイブズ部門独立に動いていた関係者に対して、その意図が自分たちの意図と同じものだという理解に基づいていけば、それは、図書館と

33) 藤吉, 2009.

34) Russel, 2003, pp.61-63.

35) 以下の記述は [Russel, 2003, pp.82-84] による。

同じコレクションをアーカイブズという看板だけをつけ替えて収集しようとするものだと受けとめられたとしても、それは無理のないことだといわねばならない。たとえば政府の作成する記録を機関横断的に網羅して管理しようというような提案は、図書館理事会にとって自分たちの任務を奪うものと映っていたかも知れない。ナンの意図したのは政府の記録をその組織活動に結びつけて適切に保存することだったと考えられ、その限りでは書籍をも含んだコレクションの収集などは想定されていなかったと考えられる。しかし図書館理事会関係者にとっては、オーストラリアに関するコレクションから政府記録だけを抜き出して管理するという発想自体が理解しにくいものであったのかも知れない。現在の視点からはそのように捉えることができる。

いずれにせよ、それまでの政府記録は少なからず図書館に移管され保存されていたのであり、仮にアーカイブズ部門を独立させ、図書館に保管されているものまで移管することになれば、図書館関係者の協力は不可欠であろう。そうした協力を期待できない状態でアーカイブズ部門の独立を強行することは得策ではない。特にオーストラリアのばあい草創期の資料を一手に引き受けているという自負は図書館において強く、それを否定しかねないと受けとめられたアーカイブズ部門の分離は、より慎重に進められなければならないといえるかもしれない。

また、これに加えて当時の国家司書 National Librarian であったホワイト HL White が州政府要人³⁶⁾と接触し、アーカイブズ部門の分離を見合わせるよう要請している。この要人の残したメモには次のように記されている。

現時点ではアーカイブズを州立図書館から分離しないように。キャンベラではそれがなされたが、これは外交と国防にかかわる機密文書が存在し、首相みずから管理してきたものがあるからだ。ホワイト氏は分離には強く反対した。こうした問題は州の場合には生じないからだ。

地域の遺産を守るのは図書館であるというそれまでの議論に加えて、外交と国防を担っていない地方政府には特別に秘匿すべき情報はなく、図書館での保管で足りるという論点がここにつけ加えられ、これでまたしばらくアーカイブズ部門独立に向けた動きが停滞することとなる。この先5年間、ナンによる政府関係者へのねばり強い働きかけがつづき、それが奏功して1969年にヴィクトリア州図書館機関において公文書審議会³⁷⁾が再開され、それをナンが主導することとなった。そこでようやく政府記録に対する包括的な管理機関が必要であること、政府記録の保管・利用のための適切な施設が必要であること、それらを実現するための立法措置が必要であること、この3点を骨子とする報告がまとめられ、それを踏み台として1970年代に入って公文書管理法制定の動きが本格化したのである。

政府記録を文化的な遺産と見なし、トピックに合わせてコレクションするのでなく、組織の活動の記録と見なし、その組織活動にふさわしいかたちで体系だった保存と管理を行なうことの重要性が、1660年代の終わりになってようやく関係者の合意をとりつけたと見ることができるだ

36) 当時州政府の司法長官だったアーサー・ライラー Arthur Rylah で、ライラー自身はアーカイブズ部門の独立とこれによる政府記録の包括的な管理に賛同していた。[Russel, 2003, p.84]による。

37) The Public Records Advisory Committee of the Library Council of Victoria[Russel, 2003, p.90].

ろう。もちろん、その背景にナンをはじめとする関係者の努力があったことが見過ごされてはならないが、オーストラリアの歴史を証しだてるものとして、ではなく、政府それ自体の活動を証しだてるものとして政府記録が見られるようになったということが重要だと思われる。

こうして70年代初頭より法制化の具体的な活動が始まり、1972年の初頭には州議会の下院に法案が提出されることとなった。議会でも公文書の定義について、公文書管理官の権限の大きさについて、さまざまな異論が出された³⁸⁾が、それらを受けて条文の修正を重ねていく過程で、これまでとは異なるところから法制化への抵抗がなされた。これが古い手稿や廃棄された公文書も商う古書店主からのものである。これについて最後に見ておきたい。

5 私有された公文書の買収問題

下院に提出されてから法案に向けられた疑義は、すでにアーカイブズ部門を分離する議論の中で問われてきたものだった。すなわち、記録を作成する原課の権限とアーカイブズ管理を担当する機関の権限との配分をどのあたりに調整するか。これが基本問題だったと考えられる。そこから、そもそも法によって管理を定める「公文書」とは何かに関する定義についての議論、公文書管理担当者が原課の記録管理に「介入」する権限をどこまで認めるかについての議論、公文書管理を州政府首相の直属の機関に担当させるとして、その日常的な運用を管理する審議会のメンバー構成をどうするかについての議論、いずれもが、原課の権限とアーカイブズ管理機関の権限の配分をめぐり、その管理権、発言権などにわたって議論されたといつてよい。

しかし、議会の議論において法案が修正を重ねられ、いよいよ法案の成立も間近という段階になって、法案が、過去に作成され、すでに民間の手に渡っている政府記録にも効力を及ぼそうとしていることについて、手稿類も含めこうした古い時代の政府記録を扱っている古書店主から反対の声が挙がった。例えば1971年版の草稿について、ラッセルは次のようにまとめている。

公文書が純粋な私的所有のもとにある場合には、公文書管理官が執務室判事³⁹⁾に対し、それらの文書が公文書であることを宣言するよう申請すべきであると、単純に定めている。その宣言を踏まえ、購入価格をもとにした補償によって支払われ、あるいは、他のすべてがうまくいかなかった場合、公文書管理官はその複製の作成を求めることができるとしている。この草稿では、補償額がどのように決められるのかについて触れられていないし、公文書売り渡しの申し出があったさい公文書管理官がどのようにそれに関与するのかについての手順も定められていない⁴⁰⁾。

このとおりの定めだったとすれば、たしかに公文書管理官の公文書指定に対して恣意的な判断が下されるかもしれないという危惧が抱かれてもおかしくはないだろう。政府記録が政府の活動を証しだてるためには、活動の継続性に見合った記録の継続性が必要とされる。この観点に立て

38) Russel, 2003, p.94.

39) Judge in chambers. 訴訟にまでいたらない事案を扱う判事のこと。

40) *ibid.*

ば法が施行される以前の時代の記録に対しても法の効力が及ぶべきだとする立場にも一理あるといわなければならない⁴¹⁾。また、その後の1972年版にも次のような条文が見られる。

人が、その公務員 public officer としての業務上以外の理由で永年保存に値する公文書を所蔵している場合には、公文書管理官は、その人に対し、(a) その記録を公文書館に引き渡すよう文書によって求めることができる⁴²⁾。

これもまた、民間に流出している政府記録を過去にさかのぼって捕捉しようという意図をうかがわせる定めといえる。その下位条項によれば、こうした記録は所有者の死によってその時点での記録の市場価格を上限として公文書管理官がその所有にかかる公文書を取得することができるとしているのである。

1973年の初頭、古書店主のケネス・ヒンス⁴³⁾はこの問題に関して政府関係者と面会して次のように述べている⁴⁴⁾。

私たちのような書店がここ数世紀にわたって書物や文書や記録を取り扱ってきたのはもはや伝統的なことだ。……提案されている法案が成立すれば、私の正当な仕事から文書資料の大きな部分が取り上げられてしまい、オーストラリアではすでに困難に直面している名誉と伝統のある仕事を耐えがたい苦境に陥れることとなるだろう。

要望の焦点は、すでに市場に出まわっている過去の政府記録に対する現在の所有者の権利の保護にあった。場合によっては公文書管理官による買収に応じることもやむなしとしながら、買収に当たっては現所有者が十分な保証によって報いられるようにという要望が出された。また、突然の差し押さえといったような事態を避けるため、買収にはあらかじめ一定の告知期間が設けられるようにとの要望も出された。これらのいずれも、すでに市場として成立している古書・古記録売買の慣習をできるだけ毀損しないかたちでの法制化を求めたものであったといっていよう。

他にも古書を扱う書店主からの働きかけがいくつか行なわれ、法案の最終版では次のように定められることとなった。すなわち、公文書の民間からの買収に当たっては内閣の同意を必要とすること、買収までに一定期間(1週間ほど)の猶予をおくこと、買収合意書に買収価格を明記し、その価格で引き取ること、などである。また希少性の高い記録については現物を買収せず複製をつくる権利が公文書管理官に与えられ、一方で所有者の権利を守るため、複製された当該記録を一般公開することに制限が設けられることとなった。

こうした経緯を経て、公文書管理法は翌1973年に成立することとなる。成立直前の議会では

41) 政府の公的記録と呼ぶべきものが当時の政府関係者によって私蔵されているという事態は日本においても見られる。この意味でこの問題は決して他人事ではないと考えなければならないだろう。

42) *ibid.*

43) Kenneth Hince. この書店はヒンスの娘であるバーバラによって今も営業が続けられている。[<http://www.hincebooks.com.au/>]

44) *ibid.*, p.95.

ヴィクトリア王立歴史協会 Royal Historical Society of Victoria から送られた法案支持の書簡も披露された。書簡には次のように書かれている。

王立歴史協会の理事会は2月27日の会議において公文書法案に原則として賛成を決定した。……協会は1909年の設立以来ヴィクトリアにおける多くの歴史的文書の保管者となってきた。これらのうちのいくらかは州のアーカイブズに帰属するのが正当であり、すべての公文書がひとつの保管庫に置かれるのが歴史家や研究者や公共にとって最も有益であると信ずるがゆえに、協会は自らの所蔵するこれらの文書を速やかに寄贈することを決定した⁴⁵⁾。

こうした後押しもあり、法案は1973年4月5日に下院を通過し、4月11日には上院で可決され、ようやく法案 Bill から法律 Act となった⁴⁶⁾。

おわりに

ここまで、1955年に上級アーキビストとしてハリー・ナンが公共図書館に着任してから1973年に公文書管理法が成立するまでの経緯を、彼の活動を軸にしながら見てきた。実際にはここにまとめたよりもはるかに多くの関係者が、より多岐にわたる議論を公文書管理法成立に向けた20年間にわたるアリーナで展開している。それを逐一確認することは本稿ではかなわなかったが、それでも、ここでの検討によって公文書館の問題、とりわけ政府記録の管理において争点となる問題のいくつかは明らかにできたと思われる。

まずひとつは政府内部の問題である⁴⁷⁾。政府の作成する記録を適切に管理するという場合、記録の作成が行なわれているいわゆる「原課」と記録管理それ自体を担当する部署との間で、必ずといっていいほど権限の綱引きが行なわれる。これをどのようにして法によって調停するかが、まず重要な問題となる。この点に関しては、原課における現用段階から記録管理を包括的に扱うためのルール作りが重要になるといいだろう。

次に記録管理機関それ自体に関する問題である。特に古い記録を歴史的な記念碑として、あるいはその一部をとりだして「稀観本」として扱うということは、今回みたヴィクトリア州に限らず時々あることと思われるが、これをあくまで組織の活動記録として組織編成に即した保存管理が重要だといえる。記録が残されていても稀観本のような扱いでは組織活動を十分に反映したものとはならない。その一方で、原課における記録管理が適切になされていなければ、アーカイブズ機関に移管されてきても、それをもとに組織活動を再現することは不可能である。記録管理は、原課から引き渡しを受けたものを、どのように保存管理するかだけでなく、原課における記録の作成や保存がどのようになされるべきかということまでカバーして初めて十全な体制を整えることができるといえる。

最後に、政府外部に流出した政府記録の扱いの問題がある。これはまだ日本ではそれほど重視

45) *ibid.*, p.96.

46) *ibid.*, pp.97.

47) これについては[藤吉, 2010a]でも検討した。

されているとは思われないが、これに本格的に取り組もうとすれば、5節で見たような問題が生じるのは必然と予想される⁴⁸⁾。

ヴィクトリア州における VERS⁴⁹⁾ の開発をはじめとしてオーストラリアは記録管理の先進地といわれる。そしてこれに対してオーストラリア、あるいはアメリカで記録が大切にされるのは、歴史が浅く歴史への希求が強いからだという説明も時に聞かれる。しかしここで見たように、ひとまずハリー・ナンが法制化に努力を傾けた時代だけをとりだして検討しても、そこで考えられている記録管理の重要性は単に歴史への希求というロマンチックなものというよりも、政府の活動の軌跡をきちんと記録を残すことによって伝えていこう、伝えることによって後世の検証を受けようという意志であったと見るのがふさわしい。そしてこれは政府活動に限ったことではなく、組織（法人と言いかえてもよい）の活動を、その意思決定の過程まで含めて記録によって保存し、後世のために生かせるようにしようという意志が背景として存在し、それが政府活動というパブリックな組織に対して働いたと見ることができるのではないと思われる。

以上のような論点は、MLA 連携がいわゆる現在にあっても有効だし、ここでいう連携が決してなしくずしの融合ではないということをも示していると思われる。この意味で、アーカイブズ機関の設立に尽力したこの時期のハリー・ナンの活動は今なお示唆に富むものである。

1973年に制定された公文書管理法、それに基づいて設置された公文書館⁵⁰⁾、これら活躍の本格的な基盤を手にしたナンが、志を同じくする関係者と共に州政府の記録管理の整備に向けてこの先どのような活動をしていくことになるかについては別稿を期したい。

48) 原課が廃棄したものをアーカイブズ機関担当者が拾得して保存の措置をとると、それは場合によっては不正取得と見なされたり、あるいはそうやって保存した記録そのものの真正性が否定されたりすることもあるという話を筆者も耳にしたことがある。

49) Victorian Electronic Record Strategy. 記録作成が電子ベースになっている現状を踏まえ PROV: Public Record Office Victoria が策定した電子記録管理のための指針。これについては[藤吉, 2006]を参照されたい。

50) メルボルン市街地から車で10分ほどのノースメルボルンに位置する。VAC: Victorian Archives Centerとも呼ばれる。

文 献

- 藤吉圭二, 2006, 「電子ネットワーク時代の組織記録—オーストラリア・ヴィクトリア州の VERS を事例として」『高野山大学論叢』41.
- , 2009, 「記録管理を支えるもの—草創期のオーストラリア・ヴィクトリア州を事例として—」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』5.
- , 2010a, 「政府機関横断的な記録管理に必要なもの—オーストラリア・ヴィクトリア州の公文書管理法成立前夜—」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』6.
- , 2010b, 「政府のアカウントビリティとアーカイブズ—20 世紀前半のヴィクトリア州公文書管理を事例として」国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『アーカイブズ情報の共有化に向けて』岩田書院.
- Russel, EW, 2003, *A Matter of Record*, Public Record Office Victoria.
- Brown-May, Andrew & Swain Shurlee(eds.), 2005, *The Encyclopedia of Melbourne*, Cambridge University Press.
- Snow, Ross Harrison, 2005, Harry Wilfred Nunn, OAM, 1916-2004, *Proactive*, Public Record Office Victoria.

ウェブサイト

Public Records Act 1973, http://www.austlii.edu.au/au/legis/vic/consol_act/pr1973153/

PROV, <http://www.prov.vic.gov.au/>

State Library of Victoria, <http://www.slv.vic.gov.au/>

VERS, <http://www.prov.vic.gov.au/vers/vers/default.asp>

Victoria On Line, <http://www.vic.gov.au/index.html>

Your Story, Our History @ National Archives of Australia, <http://www.naa.gov.au/index.aspx>

※ PROV のサイトからはヴィクトリア州の歴史に関する多様な資料を閲覧・ダウンロードすることができる。